

相続税の申告等に必要書類リスト

(1)財産関係

チェック	種 類		必 要 書 類	入手先等	部 数
☐	現金預貯金		預金残高証明書(死亡日現在)	各金融機関	各1部
☐			既経過利息計算書(定期預金)	各金融機関	各1部
☐			過去3年分の通帳等コピー(家族分を含む)	ご自宅	1部
☐	不動産	建 物	全部事項証明書(登記簿謄本)	法務局	1部
☐			固定資産税評価証明書	市町村役場	1部
☐			間取り図	ご自宅	1部
☐			賃貸借契約書(貸家の場合)コピー	ご自宅	1部
☐		土 地	全部事項証明書(登記簿謄本)	法務局	1部
☐			固定資産税評価証明書	市町村役場	1部
☐			地積測量図または公図の写し	法務局	1部
☐			実測図	ご自宅	1部
☐			賃貸借契約書(貸地、借地の場合)	ご自宅	1部
☐		上場株式	株券のコピー(表、裏)	ご自宅	1部
☐			証券会社の預り証明書	証券会社	1部
☐			家族全員の最近5年間の取引明細	証券会社	1部
☐			配当金支払通知書	ご自宅	1部
☐		非上場株式	直前3期の法人税の申告書一式	法人	各期1部
☐			最近5年間の株主等名簿	法人	各年1部
☐			法人所有の資産※下記5参照	法人	
☐	生命保険金等		保険金支払通知書	生命保険会社等	1部
☐			継続している生命保険の保険証書コピー	ご自宅	1部
☐			満期返戻する火災保険等の保険証書コピー	ご自宅	1部
☐	退職金		支払通知書	勤務先	1部
☐	電話加入権		電話番号と所在場所	書き出して下さい	1部
☐	ゴルフ会員権		預託金証書または株券コピー	ご自宅	1部
☐	貸付金		金銭消費貸借契約書及び残高証明書コピー	ご自宅	1部
☐	書画骨董等		書画、骨董等の鑑定評価証明書	古美術商	1部
☐	家財		特記すべきものの明細	書き出して下さい	1部
☐	その他の財産		未収入金、貸付金等の明細書	ご自宅の契約書等	1部

(2) 債務関係

チェック	種 類	必 要 書 類	入 手 先 等	部 数
☐	借入金	金銭消費貸借契約書コピー	ご自宅	各1部
☐		銀行等の残高証明書(死亡日現在)	借入先金融機関等	各1部
☐	未払金	請求書・領収書・リース料等	ご自宅	各1部
☐	未納租税公課	課税通知書	ご自宅	各1部
☐		納付書	ご自宅	各1部
☐	その他の債務	明細	ご自宅	1部
☐	葬儀費用	諸経費控帳	ご自宅	1部
☐		領収書(お寺、心付け等領収書の無い場合は書き出して下さい)	ご自宅	1部

(3) 身分関係

チェック	必 要 書 類	入 手 先 等	部 数
☐	遺言書(作成されていれば)	ご自宅・公証人役場	1部
☐	遺産分割協議書(作成されていれば)	ご自宅	1部
☐	被相続人の除籍謄本(生まれた時からすべて)	各市町村役場	各3部
☐	被相続人の改正原戸籍謄本(生まれた時からすべて)		
☐	被相続人の戸籍の附表(住所証明のため)		
☐	被相続人の住民票の除票(省略していないもの)		
☐	各相続人の戸籍謄本(家族全員の記載のあるもの)		
☐	各相続人の住民票(家族全員の記載があり、省略してないもの)		
☐	各相続人の印鑑証明(遺産分割協議書作成時)		
☐	被相続人の略歴書(病歴・入院歴)	書き出してください	1部
☐	被相続人の死亡診断書コピー	医師・病院	1部
☐	各相続人の職業・自宅電話番号	書き出してください	1部

※ 戸籍謄本が戦災又は火災で焼失し証明できない時は、告知書(証明できないという証明)が代わりに発行されます。

※ 相続人・被相続人の現在の戸籍謄本及び委任状をいただければ、お客様に代わって弊社が古い謄本(印鑑証明を除く)を入手することができます。

(4) その他

チェック	必 要 書 類	部 数
☐	相続開始前3年以内の贈与の内容及び贈与税の申告書控え	各年1部
☐	相続開始前2年間の被相続人の所得税の確定申告書控え	各年1部
☐	準確定申告のために必要な資料(源泉徴収票、収入明細、領収書、保険等控除証明書)	1部

(5) 非上場株式の評価に必要な書類

チェック	種 類	必 要 書 類	部 数
☐	直前3期の法人税の申告書	申告書一式の写し	各期1部
☐	直前期末における 法人所有の定期性預金	銀行、支店名・預金の種類・ 元本金額・預入日及び満期日・ 利率等これらの内容がわかるもの	1部
☐			
☐			
☐			
☐			
☐		通帳等コピー	1部
☐	直前期末における 法人所有の不動産	全部事項証明書(登記簿謄本)	1部
☐		固定資産税評価証明書	1部
☐		公図	1部
☐		測量図	1部
☐		間取り図	1部
☐		賃貸借契約書(貸地・借地・貸家・借家)コピー	1部
☐	直前期末における 法人所有の有価証券	株券等のコピー(表、裏)	1部
☐		証券会社の預り書または残高証明書	1部
☐		配当金支払通知書	1部
☐	被相続人関連事項	当該法人に支払われる生命保険金等の支払通知書	1部
☐		被相続人に対する退職金支払明細書	1部
☐		被相続人に対する貸付金・借入金・未払金等の明細	1部
☐	株主等名簿	最近3年間	各年1部

※ 必要部数は状況によって異なる場合があります。

不動産の相続登記のみを行う場合の書類リスト

チェック	種類	必要書類	部数
☐	除籍謄本	被相続人のもの	1通
☐	改正原戸籍謄本等	被相続人の生まれた時まで遡る	各1通
☐	戸籍の附表	被相続人のもの	1通
☐	住民票の除票	被相続人のもの	1通
☐	戸籍謄本	各相続人全員のもの	各1通
☐	住民票	各相続人全員のもの	各1通
☐	印鑑証明書	各相続人全員のもの	各1通
☐	遺産分割協議書	または遺言書	1通
☐	全部事項証明書(登記簿謄本)	相続不動産のもの	各1通
☐	固定資産税評価証明書	相続不動産のもの	各1通
☐	実印	相続する人のもの	各1通

※ 戸籍謄本が戦災又は火災で焼失し証明できない時は、告知書(証明できないという証明)が代わりに発行されます。

※ 相続人・被相続人の現在の戸籍謄本及び委任状をいただければ、お客様に代わって弊社が古い謄本(印鑑証明を除く)を入手することができます。

※ 必要部数は状況によって異なる場合があります。

当事務所へご依頼していただきますと、お客様ごとに応じた必要資料・入手先・必要部数をリストアップしますので、その後の資料集めをスムーズに行っていただけます。

登記費用については無料にてお見積りいたします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談、お問い合わせください。



Polaris
ポラリス会計事務所

ポラリス会計事務所

TEL : 03 (3626) 2035

FAX : 03 (3621) 3843

E-mail : infokaikei@polariskaikei.com

受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 18 : 00